|  |
| --- |
| 第　　　号 |

直結給水についての誓約書

本部町水道事業管理者　あて

|  |
| --- |
| 令和　　　年　　　月　　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 給水装置の所在地 | 沖縄県国頭郡本部町字 |
| 誓約者(所有者等)の住所 |  |
| 誓約者(所有者等)の氏名・印 | 印　 |
| 本部町指定給水装置工事事業者の名称・印 | 印　 |

私は、上記記載の場所に給水装置を設置（新設・増設・改造）したく申請をいたしますが、下記の事項についてあらかじめ確認したうえで直結式給水方式を選択します。

よって、今後、水圧・水量の不足等がおきても、本部町水道事業者に対して異議申し立てをしないことを誓約いたします。また、当該給水装置を別の者に譲渡する際は、譲渡された者にこの誓約を継承させます。

記

イ．当該申請については、右記（法令等１）記載の施設・建物等に該当していること。もしくは、３階以上の建物または特殊地形（高地）等の場合であり、本部町水道事業より受水槽を設置するよう指導があったこと。

ロ．右記（法令等２）のとおり、給水を制限又は停止される可能性があること。

法令等１

『水道維持管理指針2006(厚生労働省)』より抜粋

|  |
| --- |
| 次のような施設・建物等へ給水する場合には､受水槽式とする｡①一時に多量の水を使用するものや使用水量の変動が大きい施設・建物等で､配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるもの｡②毒物・劇物・薬品等の危険な化学物質を取り扱い､これを製造・加工又は貯蔵を行う工場・事業所・研究所等｡例：クリーニング､写真及び印刷・製版､石油取扱､染色､メッキ等の事業を行う施設など③災害や事故による断減水時にも一定の給水の確保が必要な施設｡例：病院・ホテル・百貨店等の施設及び食品冷凍機・電子計算機の冷却水に供給する場合など｡ |

法令等２

『本部町水道給水条例(平成9年12月25条例第13号)』より抜粋

|  |
| --- |
| (給水の原則)第16条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。2　前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。3　前項の規定による、給水の制限又は停水のため損害を生じることがあっても町は、その責を負わない。 |